

令和3年5月 鳥取県
コロナ禍打破！ 新たな事業者支援
県市町村合同 **オンライン説明会**

日時：令和3年5月28日（金） 開演14：00
主催：鳥取県



事業継続支援

【事業継続支援】

業種不問！固定費にも使える！加算で最大50万円！！

＜対象者＞ 県内中小企業など（個人事業者含む）

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営上の影響を受けた業種を幅広く対象とします。

＜応援金＞

売上規模に応じて一事業者あたり

20万円～40万円

売上規模（月平均）	交付額
20万円以上50万円未満	20万円
50万円以上200万円未満	30万円
200万円以上	40万円

＜要件＞

事業収入（売上）が

30%以上減少（※）

していること

※令和3年1月～5月までの任意の3ヶ月の売上平均額が、前年又は前々年の同平均額と比較して30%以上減少。

◎ さらに、「新型コロナウイルス安心対策認証店」を取得している場合、
認証店加算分として**店舗数×10万円**加算！

【新規創業支援】

コロナ禍での新規創業を全力応援！！

＜対象者＞ 県内中小企業など（個人事業者含む）

＜応援金＞

一事業者あたり

10万円

＜要件＞

令和2年4月1日から

令和3年5月24日までに新規創業し、

事業継続期間が3か月以上あること

* 第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援金等とも併用可能。

【申請期間】令和3年5月31日～令和3年9月30日

コロナ禍打破特別応援金コールセンター（商工労働部内）

TEL **0857-26-7971** 開設時間8:30～17:15 * 土日祝日も対応します。

新型コロナ克服特別金融支援事業

コロナ融資を令和3年9月末まで延長します

資金使途	運転資金、設備資金、借換資金
融資上限額	3億円
融資利率	売上高の減少が15%（個人事業主の場合は5%）以上の場合 当初5年0%、6年目以降1.43% 売上高の減少が5%以上15%未満の場合 当初5年0.7%、6年目以降1.43%
保証料	10年間0%
融資期間	10年以内（据置5年以内含む）

【対象事業者】

新型コロナウイルスの影響により売上が減少した県内中小事業者等

※セーフティネット保証4号・5号または危機関連保証の認定を市町村から受ける必要があります

【担当部署】

商工労働部 **企業支援課** TEL：0857-26-7249 FAX：0857-26-8117



感染対策

「新型コロナ安心対策認証店」認証制度

各種業界ガイドラインに沿ったレベルの高い感染予防対策を実施している事業所を認証する制度。

<認証基準>

- ・施設が実施する新型コロナウイルス感染拡大予防対策を**手順書（県が示すチェックリストに事業者が記入したものを含む。）として作成**し、事業者及び従業員に周知されていること
- ・手順書は、各業種別ガイドラインの全ての項目を適用していること
- ・施設において実際に**各種対策が行われている**こと。

※各業種別ガイドライン、手続きの流れについては、[くらしの安心推進課HP](#)参照



【担当部署】

生活環境部くらしの安心局 **くらしの安心推進課** TEL : 0857-26-7284 FAX : 0857-26-8171

第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業

飲食店のガイドラインに沿ったレベルの高い取組を応援し、認証取得の促進を支援します。

- ① 新型コロナ対策認証取得に取り組む事業者に応援金 **20万円** を支給
- ② 認証取得に向けた感染防止対策設備の導入支援補助率 **9/10** (上限20万円)
→ 応援金とセットで支給

【要件】 認証取得又は認証店と同水準の対策を講じる

パーティション設置、マスク会食の徹底、十分な換気、共用物品の定期的な消毒 等

【対象経費】 非接触式体温計、CO2モニター、換気設備等の導入 等

【対象店舗・事業者】

客席のある飲食店、喫茶店限定（カラオケ店等を含む）

【担当部署】

生活環境部くらしの安心局 **くらしの安心推進課** TEL : 0857-26-7982 FAX : 0857-26-8171

期間が延長
されました!!!
(6月30日まで)



感染予防対策推進補助金(宿泊施設、理美容業等)

事業者が、新型コロナウイルス**感染予防対策ガイドライン**に準じた取組を継続的に実施するための経費を支援します。

<補助上限額>

一事業者あたり **20万円**
(複数店舗は**店舗数を乗じる**)

<補助率> **1/2**

※飲食店のパーティションのみ9/10
↑6/30までの購入分

<対象経費> **※ 消耗品は対象外**

- ・感染予防対策に必要な経費 (パーティション、非接触型体温計、CO2モニターの購入、
- ・換気扇の設置等の工事を伴う設備改修等)

【対象店舗・事業者】

飲食店、宿泊施設、生活衛生関係等の接客を伴う営業施設

【担当部署】

生活環境部くらしの安心局 **くらしの安心推進課** TEL : 0857-26-7159 FAX : 0857-26-8171

**7月30日
まで**

宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業

県内宿泊事業者による感染防止対策及びワーケーションのスペースの設置等の前向き投資への支援します。

<補助上限額>

一事業者あたり

最大 **750万円**

<補助率>

3/4

<補助対象>

(1) 感染症対策に資する物品の購入等

- ・感染症対策に要するサーモグラフィ等の必需品の導入費用
- ・感染症対策の専門家による検証費用 等

(2) 前向き投資に要する経費

- ・ワーケーションスペースの設置や非接触チェックインシステムの導入 等

※詳細が確定次第、ホームページ等によりご連絡いたします。

【対象事業者】

宿泊事業者（旅館業法の許可をうけた者）

【担当部署】

交流人口拡大本部観光交流局 **観光戦略課** TEL : 0857-26-7421 FAX : 0857-26-8308



雇用支援強化

雇用調整助成金（特例措置）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年4月30日までを期限とされていた雇用調整助成金の特例措置が、**一部内容を変更し、6月30日まで延長**されています。

※雇用調整助成金・・・新型コロナの影響で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業・教育訓練により労働者の雇用維持を図る場合に、休業手当等の一部が助成されます。

※（ ）は解雇等を行わない場合の企業への助成率です。

特例措置の内容		令和3年4月まで	令和3年5・6月
企業等種別			
中小企業	原則的な措置【全国】	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円	助成率4/5 (9/10) 上限13,500円
	業況特例(前年又は前々年同期比30%減)【全国】	-	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円
	地域特例(時短要請への協力事業者)		
大企業	原則的な措置【全国】	助成率2/3 (3/4) 上限15,000円	助成率2/3 (3/4) 上限13,500円
	業況特例(前年又は前々年同期比30%減)【全国】	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円
	地域特例(時短要請への協力事業者)		

※教育訓練を行った場合の加算金・・・2,400円（中小企業） 1,800円（大企業）

厚生労働省HP⇒



【担当部署】鳥取労働局 職業対策課 TEL：0857-29-1708 FAX：0857-22-7717

鳥取県雇用維持教育訓練経費補助金

雇用調整助成金の支給決定を受けた教育訓練に係る経費を支援し、アフターコロナを見据えた人材育成を支援します。

<補助上限額>

一事業者あたり **100万円**

<補助率>

対象経費の **2/3以内**

<対象経費>

教育訓練に係る以下の経費

講師謝金、講師旅費、教材費、会場使用料、機器等使用料、受講料、従業員旅費（外部機関実施分へ派遣の場合のみ）
オンライン講座経費（パソコン購入、システム導入等）等

※システム導入費、備品購入費は75万円が上限

【対象事業者】

雇用調整助成金の支給決定を受け、解雇等を行わない県内事業者

【申請手続き】

雇用調整助成金の支給決定を受けた日から30日以内

【担当部署】 商工労働部雇用人材局 産業人材課 TEL : 0857-26-7224 FAX : 0857-26-8169



需要喚起

「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業

県産農林水産物をお届けする等、コロナ禍における
巣ごもり需要の獲得を目指した需要喚起を促す取り組みを支援します。

<補助上限額>

一事業者あたり

20万円

<補助率>

1/2

<取組例>

- ・ダイレクトメールの作成・発送、
- ・チラシの作成、
- ・地域メディア等への広告出稿
- ・送料優待キャンペーン 等

<対象経費>

- ・チラシ、DMの作成費、発送料
- ・広告出稿費
- ・新聞折り込み費用
- ・事業者が負担する送料(県内在住者から
県外への送付、BtoCに限る) 等

【対象事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた**県産農林水産物およびその加工品を販売する事業者**

※食のみやこ推進サポーターに登録していること。(食のみやこ推進サポーター・県産農林水産物やその加工品等を積極的にPR、販売している事業者)

※「新型コロナ安心対策認証店」「新型コロナウィルス感染予防対策協賛店」「新型コロナウィルス感染予防対策協賛オフィス」のいずれかであること。

【担当部署】 商工労働部兼農林水産部市場開拓局 **食のみやこ推進課** TEL：0857-26-7807

鳥取 & 島根県民限定!

山陰（鳥取県・島根県）の魅力を楽しもう！

We LOVE 山陰キャンペーン再延長!!

期間 3/1(月)~~~5/31(月)~~ → **8/31(火)まで!**
※しまねプレミアム観光券は6/30(水)終了

鳥取・島根県民の方の宿泊・観光料金を割引します！

宿泊施設
〈両県〉
半額
(上限5,000円)

日帰り旅行*
〈鳥取県民のみ〉
半額
(上限5,000円)

日帰り温泉
観光施設
体験型観光メニュー
…
半額
(上限3,000円)

〈鳥取県〉
〈島根県〉 **6/30(水)終了**
「しまねプレミアム観光券」
の利用で50%お得

〈鳥取県民のみ〉 県内宿泊・日帰り旅行*、県内土産店や飲食店で利用可能な鳥取県プレミアムクーポンを配布



トリピー・しまねっから3つのお願い

本人確認書類を
持参してね!



入口で
アンケートに
協力してね!

感染予防に
取り組もう!



対象施設等、詳しくはHPで!



体験した山陰の魅力をSNS等で紹介して、みんなで地元を応援しよう! #WeLove山陰  

*日帰り旅行は、県内旅行会社が実施するものに限り。 ※キャンペーンはステージⅢ相当で中止。また、新型コロナウイルス感染症の状況により、中止又は内容を変更する場合があります。

新型コロナ対策お楽しみ券応援事業

事業継続のための運転資金に活用するため、宿泊代金などを前払いする「前売り宿泊券」等を発行する県内事業者を応援します。

<対象事業者>

県内の旅館、ホテル、
及び旅行会社

<補助対象>

前売り宿泊券等の発行に
あたってのプレミア分の経費

※詳細が確定次第、ホームページ等によりご連絡いたします。

【担当部署】

交流人口拡大本部観光交流局 観光戦略課 TEL : 0857-26-7421 FAX : 0857-26-8308



境港市 新規支援策

境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金

新型コロナウイルス感染症に係る水際対策に対応するため、外国人材が入国時にホテル等に宿泊した場合の費用を補助します。

<補助上限額>

外国人 1 人につき **2,000円/泊**

ホテル等宿泊費負担イメージ

(県) 1/3	(市) 1/3	(事業者) 1/3
------------	------------	--------------

<対象となる在留資格>

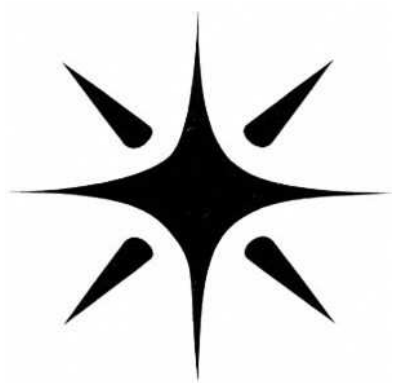
技能実習、特定技能、経営・管理、
技術・人文知識・国際業務、技能等

【対象者】

- ①市内に外国人材の就労場所を有する事業者
- ②鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金の交付を受けた事業者

【担当部署】

境港市役所産業部 水産商工課 経済交流係 TEL:0859-47-1029 FAX:0859-44-7957



米子市 新規支援策

よなごを元気に！飲食店応援事業

以下の条件で飲食店を利用された方を対象とし、会計額から500円を割引くキャンペーンを実施し、飲食店の利用を喚起します。

<割引条件>

- ①1人あたり1,000円以上の会計額
- ②4名以下での利用（同居等により常日頃対面している人で構成されたグループ）

<対象店舗>

以下のうち参加手続きを行った店舗

- ・新型コロナ安心対策認証店
- ・新型コロナウイルス感染予防対策協賛店
（接待を伴う店を除く）

※キャンペーン開始時期は米子市ホームページ等でお知らせします。
（新型コロナウイルスの感染拡大状況を勘案し決定）

【担当部署】

米子市経済部商工課 TEL：0857-23-5219 FAX：0857-23-5354



智頭町 新規支援策

コロナに負けるな中小企業支援交付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している町内中小企業者を対象に支援金を交付します。

<支給額>

一事業者につき

10万円～120万円

<要件>

令和2年9月から12月までの間の
任意で選定した1ヶ月の売上げ

前年同月比 **20%以上減少**※
していること

※同月の売上げが15万円以上の事業者に限る

【売上げ減少幅・常時使用する従業員数及び交付額】

常時使用する 従業員数	100人以上	50人以上 100人未満	20人以上 50人未満	20人未満
業績減幅				
30%以上50%未満	1,200千円	900千円	600千円	300千円
20%以上30%未満	1,000千円	700千円	400千円	100千円

【対象事業者】

※R2年度に実施した「コロナに負けるな中小企業支援交付金」を一度受けられた方も申請できます。

農林業・製造業・小売業・宿泊業・飲食サービス業・生活関連サービス業・学習支援業など
経営上の影響を大きく受けた業種を幅広く対象とします。

【提出先】智頭町商工会 【申請期間】**令和3年6月30日(水)まで**

【問い合わせ先】◇智頭町商工会 TEL: 0858-75-0039

◇智頭町 企画課 TEL: 0858-75-4112 FAX: 0858-75-1193



国支援策

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る「月次支援金」

2021年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者への支援金。

<給付額>

一事業者あたり **※月毎に給付**

上限 **20万円/月**

(個人事業主は**10万円/月**)

<対象>

月間事業収入（売上）が

50%以上減少

した事業者の皆様

ポイント①：緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること(※)

(※) 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、同措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

ポイント②：2019年比又は2020年比で、2021年の月間売上が50%以上減少していること

- ★給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となります。
- ★一時支援金を受給している場合、申請手続きが簡単になります。(事前確認不要、提出書類軽減)
- ★「旅行客の50%以上が対象措置地域内から来訪している地域」であることを示す統計データとして、県ホームページに参考データを添付する予定です。(※月毎に緊急事態措置等の対象地域は異なります)

※4月分、5月分：6月中下旬から申請受付開始

【お問い合わせ先】月次支援金事務局[相談窓口] TEL：0120-211-240 (IP電話から：03-6629-0479) 25



その他

コロナリスク対応型事業継続補助金

感染対策・セキュリティ対策経費を支援！

- <上 限 額> 一事業者あたり **50万円** ※下限額30万円
<補 助 率> 対象経費の **1/2**
<対象経費> 感染対策経費・テレワーク導入経費 など
<対 象 者> 県内中小企業※BCPの策定が必要

6月1日(火)
随時受付開始

※予算に達し次第
受付を終了します

例えば、こんな経費が対象です

- ・テレワーク導入のためのリース料
- ・換気対策設備の導入費
- ・3密回避のための改修費
- ・セキュリティ対策ソフト・システムの導入費
- ・共有クラウドサービスの利用料 など

この他、感染者が発生した際の
消毒費用も対象になります

※保健所からの指導に基づき実施するもの
※補助金額が10万円以上であること

【担当部署】鳥取県商工労働部商工政策課
TEL:0857-26-7987 / FAX:0857-26-8117

経済対策予算ワンストップ相談窓口

県・国支援策の補助金・支援金等の申請支援など、県ワンストップ相談窓口『コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口』(県内3箇所)で引き続き相談対応します。

県社会保険労務士会・県行政書士会・中国税理士会県支部連合会と連携し、専門家が窓口にて個別相談対応

相談件数 **36,000件以上!**
[令和3年5月27日現在]

専門家による **個別相談 約500件!**
[令和3年5月27日現在]

<東中西部3箇所にワンストップセンター>

ご予約窓口 (平日 8:30~17:15)		
東部	東部ワンストップセンター (鳥取県商工労働部内)	0857-26-7538
中部	中部ワンストップセンター (鳥取県中部総合事務所内)	0858-23-3985
西部	西部ワンストップセンター (鳥取県西部総合事務所内)	0859-31-9637

- 「月次支援金」の申請相談等、
国・県の支援策に対応
- 社会保険労務士、行政書士、
税理士による支援サポート

完全予約制(個別相談)
専門家が丁寧にご相談に応じます!

令和3年度支援策については下記の方法でご確認いただけます

①【とっとり産業支援ナビ】



- ・鳥取県、県内市町村、関係機関等の県内企業向け支援策を取りまとめています。
- ・商工政策課ホームページ上で支援策が確認できます。

詳細は随時ホームページに掲載します

「鳥取県 商工政策課」で検索！

URL:<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>

②【鳥取県企業支援ガイドブック】



- ・①の内容を冊子にまとめたガイドブックです。
- ・ガイドブックは鳥取県庁(商工政策課)、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センターで配布しています。
- ・配布に合わせ、商工政策課ホームページ上でガイドブックのデータも掲載し、ダウンロードしていただけます。

【問い合わせ先】

<ナビに関する事>

鳥取県商工労働部商工政策課 [TEL:0857-26-7214](tel:0857-26-7214)

<ガイドブックに関する事>

商工政策課 [TEL:0857-26-7214](tel:0857-26-7214) 中部総合事務所 [TEL:0858-23-3985](tel:0858-23-3985)

西部総合事務所 [TEL:0859-31-9636](tel:0859-31-9636) 日野振興センター [TEL:0859-72-2083](tel:0859-72-2083)



ご視聴
ありがとうございました